

2011年4月22日

全国地方銀行協会
会長 小川 是 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

要 請 書

3月11日の東日本大震災で、被災地はもとより全国的に景気の現状や先行きに、不安が高まっています。貴協会が4月13日に発表した地方経済の概況によると、3月の業況判断指数は35.7となり前月の53.2から大幅に悪化、先行きも17.7（前月56.5）と一段の低下が見込まれています。

工場や店もなくし債務だけが残っている被災企業、津波で家が流されすべてなくなったが住宅ローンだけが残った被災者などからは、罹災の実態に即した債務・ローンの返済猶予や低利融資のみならず、返済免除や無利子の融資制度の創設などの声も上がっています。政府も、債務者区分判定の緩和など金融検査マニュアル・監督指針の特例措置、100%保証の復興緊急保証の創設など対策を取ってきていますが、かってない被災状況の中で前例のない施策が求められています。地方経済の支え手として、顧客・取引先の要望に可能な限り最大限応えるとともに、行政の支援措置も求めていくことが必要になっています。また、原発事故でこれまでのエネルギー政策の見直しがいわれていますが、一時的な節電にとどまらず、金融機関も恒常的な電力消費削減策が必要になっているのではないか。

投資信託などの金融リスク商品の目標（ノルマ）を課しての営業推進は、お客様のニーズより目標達成が優先され無理な販売につながり、苦情やトラブルをもたらしています。勧説を受けた顧客から「話の途中から営業姿勢（客がいくら損しても知ったこっちゃない、ノルマが達成できればそれでよい）が透けて見えて、大変不快でした」との声も寄せられています。業界全体の信用失墜につながる問題であり、個別行の経営判断に任せず、業界として改善を図っていく必要があると考えます。

コンプライアンスが強調されながら、賃金不払い残業などの労基法違反も依然あとを絶ちません。長時間労働や成果主義の中で、うつ病など「心の病」に罹る従業員も増えており、メンタルヘルス対策が求められています。

私たちは、金融機関が社会的使命を果たすよう求めるとともに、そこに働く労働者の生活と権利を守り、働きがいのある職場をめざして2011年春闘に取り組んでいます。つきましては、次の事項について、業界団体として取り組まれるよう要請します。

記

1. 銀行の社会的・公共的使命である中小企業金融の円滑化を図るとともに、東日本大震災の被災者・企業への緊急融資や返済猶予など復興支援に努め、行政にもそれを可能とするような支援措置を要請すること。被災した会員銀行へ業界団体として支援すること。
2. 投資信託などの金融リスク商品の「目標（ノルマ）」を課しての推進が、無理な販売につながっており、業界全体として改めること。
3. 組合の春闘要求に誠実に応えるとともに、賃金不払い残業の一掃や長時間・過密労働の是正、休暇の取得促進、メンタルヘルス対策など、働きやすい職場づくりをすすめること。
4. 電力消費削減のため、業界として営業時間やATM稼働時間の見直し、残業削減などを図ること。
5. 金融機関の12月30日休日化の実現に向けて、他金融団体とともに関係当局に働きかけること。

以上